

派遣社員就業規則

第1章 総則

第1条（目的）

この規程は日本メディス株式会社（以下会社という）派遣社員の服務規律、労働条件を定めたものである。

第2章 採用

第2条（採用）

- 派遣社員は採用の際、以下の書類を提出しなければならない。
 - 履歴書
 - その他、会社が指示したもの
- 会社は派遣社員と雇用契約書を作成する。
- 提出された書類は、人事労務管理の目的でのみ使用する。

第3条（雇用契約）

- 会社は派遣社員を採用する場合、3年以内の期間を個別に定めて雇用契約を締結する。
- さらに雇用契約を延長する必要がある場合は、個別に契約を更新する。

第3章 服務心得

第4条（服務心得）

服務にあたっては、以下の各号の事項を守らなければならない。

- 派遣先会社の定める諸規定を守り、社内の規律秩序を維持すること。
- 上司の指示命令に従って誠実に職務を遂行すること。
- 互いに力を合わせて職務を遂行すること。
- 常に健康に留意し、明朗活発な態度で勤務すること。
- 常に品位を保ち、会社の体面を汚すような言行を慎むこと。
- 派遣先会社の施設と物品を大切に扱うこと。
- 就業時間中は、所定の制服を着用すること。
- 派遣先会社の機密事項を他に漏らさないこと。
- 派遣先会社の構内において、許可なく集会、演説、掲示、印刷物の配布その他これに類する行為をしないこと。
- 性的な言動により他の者に苦痛を与えること、また他の社員に不利益を与えるなど、就業環境

を害すことをしないこと。

⑩ その他、派遣先就業規則服務心得に準ずる。

第5条（服装・身だしなみ）

服装・身だしなみは清潔さ、さわやかさ、働きやすさを基本とし、華美なものおよび異常極端にわたるものは避けなければならない。

第6条（遅刻、早退、休暇、欠勤の手続き）

遅刻、早退、休暇、欠勤の場合は、派遣先会社の手続きに乗っ取って届け出なければならない。ただし、特別の事情がある場合には、事後の届出を認める。

第4章 解雇および退職

第7条（解 雇）

派遣社員が、以下の各号の一に該当するときは解雇する。

- ① 精神または身体に障害を生じ、もしくは虚弱、疾病のため業務に耐えられないとき。
- ② 出勤常ならず改善の見込みのないとき。連絡が1週間以上取れなくなった場合も同じ。
- ③ 業務上の指示命令に従わないとき。
- ④ 会社の許可を得ないで、他の会社に雇用され、あるいは、自己営業を行い、会社が不都合と認めたとき。
- ⑤ 派遣先会社・会社の経営上の理由にて継続雇用の必要を認めなくなったとき。
- ⑥ その他各号に準ずる理由があったとき。

第8条（解雇予告、予告手当）

1. 会社は前条による場合、30日前に予告するか、または30日分の平均賃金(解雇予約手当)を支払って解雇することができる。
2. 予告の日数は、1日について平均賃金を支払った場合はその日数を短縮する。

第9条（定年）

定年は満60才とし、定年に達した日以降に訪れる初めての雇用契約満了日をもって、自然退職とする。なお、定年到達後の再雇用に関しては、別途定める協定による。

第10条（退職）

派遣社員が以下の各号の一に該当するときは、退職とする。

- ① 死亡したとき。
- ② 契約期間が満了したとき。
- ③ 退職申し出が承認されたとき。
- ④ 定年に達したとき。

⑤ 第7条の規定により解雇されたとき。

第11条（退職手続）

派遣社員が自己の都合により退職しようとするときは、少なくとも30日前までに会社担当者に文書により退職の申し出をしなければならない。また、最終出勤日において必ず派遣先会社担当者立会いの下、退職手続を行い、貸借物等はその場で全て返却すること。派遣先会社が認める正規の手続を遂行できない場合は、理由によっては最終給与の支払いを止める場合もあります。

※無断欠勤した際の給与は手渡しになりますので、担当者が指定した、日時・場所に印鑑を持参の上、取りに来てください。

第5章 安全および衛生

第12条（安全衛生）

派遣社員は就業にあたり、安全および衛生に関する諸規則および作業心得を守るとともに、安全保持、災害防止および衛生に関し、必要な事項を守らなければならない。

第6章 災害補償

第13条（災害補償）

派遣社員が業務上負傷し、疾病にかかった場合は、労働基準法によるほか、労働者災害補償保険法の定めるところにより補償する。

第7章 有給

第14条（有給）

勤務開始6カ月後から、10日間の有給が発生する。有給取得時の賃金は、平均賃金にて支払うものとする。

第8章 社会保険の加入

第15条（社会保険の加入）

会社は、パートタイマーについて、労働保険、社会保険など、常態として法令に定められた基準に達したときは加入の手続をとることができる。